



第3回滋賀県道路鉄道連絡会議を開催

～平成30年度まで5年間に実施した滋賀県内跨線橋の点検結果を速報しました～

滋賀国レポートNo.7
管理第二課

道路構造物は、道路法改正（平成25年6月）による点検の法定化、定期点検に関する国土交通省令の施行（平成26年7月）により、近接目視による5年に1度の点検が求められています。鉄道を跨ぐ跨線橋の点検・修繕において鉄道事業者との協議が必要となることから、滋賀県道路メンテナンス会議の下部組織として滋賀県道路鉄道連絡会議を平成29年2月に設立しています。

滋賀県内全ての道路管理者と鉄道事業者が一堂に出席する専門部会として、第3回滋賀県道路鉄道連絡会議を開催、平成30年度までの5年間に実施した点検結果を総括（速報）するとともに、今後の計画的かつ効率的な点検・修繕の実施に向けて意見交換を行いました。

- 開催日時 : 平成31年 3月25日（月） 13:00～14:30
- 開催場所 : 滋賀県建設技術センター 本館2階 研修室
- 参加者 : 44名
- 参加機関 : 近畿地方整備局 滋賀国道事務所、滋賀県、NEXCO西日本、NEXCO中日本、滋賀県道路公社、大津市ほか4市町、JR西日本、JR東海、近江鉄道、信楽高原鐵道



写真：第3回滋賀県道路鉄道連絡会議の開催



写真：第3回滋賀県道路鉄道連絡会議での審議